

# 全 員 協 議 会 記 録

開 催 日：平成30年10月25日(木)

開催時間：9：58 ～ 11：22

開催場所：全 員 協 議 会 室

## 〔議員〕

川神議長、田畑副議長

三浦議員、沖田議員、西川議員、村武議員、川上議員、柳楽議員、串崎議員、  
小川議員、野藤議員、上野議員、飛野議員、笹田議員、布施議員、岡本議員、  
芦谷議員、永見議員、佐々木議員、道下議員、西田議員、澁谷議員、西村議員、  
牛尾議員

## 〔執行部〕

副市長、財務部長、財政課長、ふるさと寄附推進室長、財政係長

## 〔事務局〕

局長、次長、庶務係長、議事係長

---

## 議 題

- 1 ふるさと寄附のこれまでの経緯について（ふるさと寄附推進室）
- 2 ふるさと寄附のこれまでの使途について（財政課）
- 3 意見交換
- 4 その他

川神議長

全員協議会を開会します。今日の議案は既にご案内したとおり、ふるさと納税の経緯やこれからの使途について執行部から情報提供いただきます。市民もふるさと納税の使途に関心を持っておられます。議会としても執行部の現状をお伺いしながら、使途に意見があれば是非この機会に意見交換をしたいということで今回の開催に至りましたことをご理解いただき、よろしく申し上げます。

### 1. ふるさと寄附のこれまでの経緯について

### 2. ふるさと寄附のこれまでの使途について

川神議長

議題1、2を一括して進めていきたいと思いますが、まずは議題1について、ふるさと寄附推進室長からお話をいただきたいと思います。

寄附推進室長

( 以下、資料をもとに説明 )

川神議長

続けてふるさと寄附のこれからのことについて、財政課から説明いただきたいと思います。

財政課長

( 以下、資料をもとに説明 )

### 3. 意見交換

川神議長

執行部からふるさと寄附に関して説明を受けました。これ以降は皆さん方との意見交換に移りたいと思います。どちらの項目でも構いません。総合的にご意見がある方は積極的に発言をお願いします。

川上議員

私は議員になる前からふるさと寄附については、疑問点が1ヶ所あります。執行部の方はご存知だと思います。旧5、新7、最後に市長が使えるのですが、法律用語では「その他」と「その他の」では大違いです。再度おさらいしたいのですが、「の」が付けばということになると付かない場合はどうするのか、明確にされているか確認したいのですが。

財務部長

その点は過去の議会で問題になり答弁しています。その時の法令解釈上の話は総務部門から話があったと思います。正確には覚えていませんが、「の」が付けば旧6号までを含めるとか含めないとかいう話だったと思います。本来ならこの書き方だと上を含む含まないという問題はあるのだけど、実際は含めない考え方でやっているという整理をされたかと思っています。

川上議員

私が以前傍聴した時に確認したのは、「の」が付いた形でどうも進められるようだと確認しています。「の」が付いていませんので、前項目は含めてはならないのが本来です。その時は曖昧にされたので、今回しっかりここで確認しておきたかったのですが。「の」の有無で大違いなので、再度確認させてください。

近重副市長

当時は多分、歴史資料館の関係で色々質疑が出た中にそういう話が出たと思います。1つのものに使う場合も例えば1号に関係するものもあれば2号に関するものもあれば3号に関するものも、色々ありますよということで説明させていただいたと思っています。1つだけ、それ以外のものだけということではないだろうと思っています。

川上議員

ということですので、「の」が付く・付かないの区別をしっかりと

近重副市長  
川上議員  
川神議長  
西川議員  
財務部長  
西川議員  
財務部長  
西村議員  
財務部長  
西川議員  
財務部長

いただきたいのです。明確にここでお答えください。  
 含むという形でご説明させていただいたと思っています。  
 基本的に「の」が付く・付かないでは法律的には全然違うのです。条例とは法律ですので、条例は法律に基づいてやっていただきたい。これには「の」が付いていませんので、前項目について含んではならないのが正規です。その点は解釈を変えてでもやるのですか。  
 解釈について今確認をしますので、それに関してはしばらく時間をいただきたいと思いますので、それ以外に関して質問をお願いします。  
 「活用について」の最後に「採択のルール」が書いてあります。2番に「継続事業でないこと」、3番に「経常的な事業でないこと」とあります。先ほどご説明いただいた今後の所で、予算が38年度まで続けて付いている事業がありますが、これは継続事業・経常的な事業には見なさないのでしょうか。  
 継続事業でないことというのは、採択する時点で継続事業でなければ採択します。その事業がどこまで続くかという話になるので、2年目以降は継続事業ではないか、という議論もありましょうが、ふるさと寄附がある間はその事業も続けますという意味合いです。そうしないと、1年しか使ってはいけないことになるので。  
 新規事業であるということですか。  
 基本的にはその時点で新規事業もしくは制度改正によって事業内容が充実するもの。例えば今年度やった草刈りの単価アップなどが、制度改正拡充分という意味合い。いずれかの趣旨があって予算充実分として採択することになります。  
 寄附推移の一覧表で、例えば寄附金（旧1号）が7,700万円余り基金として貯まっています。活用したのは旧1号活用額で、4,600万円弱になっている。今後この枠であと3,100万円余りを使っていく考え方で良いのですか。  
 まず上の括弧の部分です、29年度が7,700万円、これは収入として受けた額です。そのうち返礼品に一部使っていますからそれを差し引いたものが残になります。活用額は返礼品分を引いたもので活用したことで残っています。この表では1号の残がいくらかというのは分かりません。深い意図はありませんが載っていません。  
 今いただいたものを基金として運用して中期財政計画の中に入れておられますが、寄附した方は思いがあって寄附されているので、単年度や翌年度くらいに活発に活用してもらった方が良くと思う人も多いと思いますが、これは制度開始当初からこのような方針だったのか。もっと活発に回した方が良く気がしますが、その辺のお考えはどうでしょうか。  
 制度が始まった時は全体を合わせても500万円くらいでしたので、1つの事業をやるにもある程度ボリュームがまとまらないと。目的ごとに事業構築しないといけないので最初は貯めていました。ところが平成25年あたりから金額がまとまってきたので、ある程度新しいことに使っていくということになりました。  
 基本的に寄附というのは、寄附者の意向を汲めばなるべく早く実現させていくのが基本だと思っています。ただ、平成26、27年から異常に増えていったので。事業は一度始めるとなかなか止めにくいので、今後の

動向を見ないと判断が付かないこともありました。使うのが遅くなっています。28年度以降は行革分もありますがかなり活用させてもらうようになっています。現在20億円の残に対して今後入ってくるものも含め、最大限活用する計画になっていますので、有効に活用していきたいと思っています。

笹田議員

ふるさと応援基金の使途見込みについての中で、見込みについては昨年度の中期財政計画で示したものだということですが、これを見ても歴史資料館事業の新設の部分も出ていますし、見直し等図るつもりですか。

財務部長

これはまさに今検討中です。見直しを図ると断言はしませんが。これを見ると来年度に歴史資料館に使うことになっていきますから、今のところ来年度に予算を出す状況ではとてもありませんので何らかの変化があると思いますし、西村議員の質問にもお答えしましたが、ルールも大規模事業に対するルール化が指摘されていますので、それも構築したいと思っています。そうするとこの辺に影響が出てくるのかなと思っていますが、まだ策定中ですので今度の12月に何等かの変化をお示しすることは出来ると思っています。

笹田議員

何故聞いたかという、ふるさと寄附検討委員会があって、これを見ると各所管から事業をしたいという話がある程度出てくるとは思いますが、ふるさと寄附を使ってこの事業をやりたい、というのは大体何パーセント出てきて、どのくらい採用されているのでしょうか。

財務部長

ふるさと寄附を活用して実際に新事業に取り組もうという仕掛けは予算編成を通じてやるのですが、当初予算で大々的にやり始めたのは昨年度の予算あたりからです。通称「明るい未来」という事業がそれで、平成30年度はいくらか採択しました。荒唐無稽な要求は不採択にしています。採択するのは、はっきり言って半分以下くらいです。

現在31年度の予算編成をしています。新しい取り組みとして……今までは新規事業に加えて既存事業の制度充実も含めて寄附の活用も視野に入れながら広く各部課から募集する格好にしていますので、その中で今後どう採択していくかは中期財政計画の全体の枠を見ながら、またふるさと寄附の歳入動向を見ながら、またふるさと寄附をめぐる国の動きもかなり変化するので、先行きを見込みながら有効活用する方法を考えていきたいと思っています。筋の良い要求が出ることを期待しています。

笹田議員

中期財政計画で示した部分では31年度に歴史資料館で6,900万円、平成32年に3億6200万円。これがまだ消えてない状況です。先日の井戸端会でも話が出ましたが、中学校のエアコンは前倒ししながらでもやるということでここに載っていますが、意見として小学校も早めにするべきではないかと。保護者からもよく声を聞きます。それはここに計上されず、別予算でされるのでしょうか。

近重副市長

エアコン設置については国も来年夏くらいまでには設置するようにと、年度に限った交付金を出す考え方もあるようです。今補正予算が出されていますので、これから国会でも審議されるのだらうと思います。それに対応して市も出来るだけ早く、このふるさと寄附を使わなくても制度設計されているようなことなので、交付金が出るならしっかり取り組まないといけないと検討しています。

歴史資料館のこの部分については、結果をどうするかまだ決定もされ

ていないので。財源的な問題で、これからふるさと寄附を使うのが良いか、それとも過疎債が使えるならそれを適用するのが良いか選択の余地があります。今年度中期財政計画を12月に出す時にはその辺の見直しも検討しなければいけないと思っています。

澁谷議員

まずふるさと寄附の受入れ見込み額ですが、32年から4億円となっています。恐らく財政課長が見積もられたので慎重に慎重を重ねられたと思いますが、4億円の見込み収入ということは3割の返礼を考えると、その年の売り上げというか全体ではどのくらいの金額をいただいた時に真水が4億円になりますか。

財務部長

4億円というのは寄附全体であり真水の部分ではありません。真水部分で言えば差し引き2億4000万円。4割は返礼品と事務費等々になります。

澁谷議員

ということは極めて慎重に、最低限のふるさと寄附金額として見積もられているという理解でよろしいか。

財務部長

このくらいは何とか確保できるのではないかという見積もりです。

澁谷議員

使い道の中で、継続事業でないこととかの4項目がありますが、これを見た感じ、家庭で言うと日常の生活費に多くが使われている感じがします。折角国民の皆さんから浜田市にふるさと寄附をいただいている以上、より多くの市民の皆さんに還元できるようなことに使うべきでは。「これをもらったのでこう使いました」とアピールできるようにすべきかと思いますが、それについては価値観の差によって色んなご意見があるかと思えます。ただ、今回の地域井戸端会で、防災無線が全然聞こえないという指摘を受けました。市民の皆さんの安心・安全に対して行政が十分責任を果たすためには、例えば全戸に対して防災無線個別受信機を設置するようなことをきちんとやって市民に還元していく形が無いと、ただ何となくふるさと寄附が使われてしまう気がして仕方ないのですが。検討委員会でどのようなお話になっているのかお尋ねしたい。

近重副市長

使い方について、今言われたように個別受信機全部となると相当大的な金額になるので財源的にどうかという部分もあります。個別受信機を各家庭に配置するのが良いのかという、政策そのものについても議論しておかないといけないのではという部分もあるので、しっかり検討していきたいと思えます。全市民に波及する物の方が良いのではということについては、色々な考え方があろうかと思えます。施策の中身でそれが必要なものを判断して、それがふるさと寄附に合うかどうかも含めて、検討する時は検討しなければならないと思っています。

澁谷議員

現状で行われている使い道と使った結果に対して、ふるさと寄附をいただいた方に対してはどのような報告がなされていますか。

寄附推進室長

皆さまへの使途の周知は、市の特設サイトへの掲示と、市広報に年1回活用事業報告を掲載しています。

澁谷議員

市広報は市民に向けてだけですが、寄附者は全国にいらっしゃいます。メールで寄附された方へはメールで資料を返信するとか、感謝を伝える仕組みは少々手間でもご検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

寄附推進室長

ホームページにも活用内容を載せていますし、メールマガジンを登録されている方には情報が更新されるたびにメルマガでお知らせしています。

澁谷議員

ふるさと寄附に関する議会との意見交換会を今回初めて行っています

が、検討委員会で副市長を中心に進められた場合、今後の議会とのキャッチボールの詳細についてどうしてお考えでしょうか。

近重副市長

財源の問題なので、これを使うキャッチボールをするということにはならないのではないかと考えています。予算審査の中でお聞きすることになるのかなと考えています。

澁谷議員

そうすると予算に対して審査をしていくというと、修正動議をかける等でないと、減額は出来てもプラスは出来ません。執行部が市民サービス、住民福祉の増進という法律に基づいた政策としてきちんとなれば問題無いのですが、全てに渡ってとなると難しいのでしょうか。ここにいる24人の議員はそれぞれ市民との距離は、執行部よりもはるかに近いわけです。ある程度組み入れていただく意見交換がないと上手くいかない気がします。いかがでしょうか。

近重副市長

議員の皆さんがご意見を言われる場合は調査会もあるし委員会もあります。議案質疑や予算審査の中でも言えますので、その中でご意見はお聞きさせていただきます。執行権に関わる部分については、ご理解いただけたらと思います。

澁谷議員

執行権は議会にはゼロですよ。いくら言ったとしても。執行権が少しでもあれば今のご発言は正しい見解だと思いますが、あくまで言論の府としての意見でしかないのです。それでその発言とは、議会に対する脅しですか。

近重副市長

決してそんなつもりのご発言ではございません。そういったご意見を言われる場面はたくさんあるのではないかと申し上げています。議会の意見を聞かないということではないので、誤解のないようにお願いいたします。議員さんを脅すことなどありません。

牛尾議員

今ちょうど議会報告会をやっており、特に地域課題解決に熱心な地域に行くと、5号で何とかならないかという要望があります。執行権を脅かすようなことは言えないので提案ですが、そういう熱心な地域から優れたプラン、通常予算の中では実現しにくいプランを提案してもらい、その採択・不採択を考えるような機会にしてもらえたら良いのだが、という意見もありました。非常に前向きな意見だと思いますので、是非どこかで検討していただきたいと思います。市民の気持ちとしてお伝えしておきますので、よろしくご配慮いただきますようお願いいたします。

西村議員

事業区分毎の内訳を載せていただきたいと思います。指摘を受けて見直して分かったのですが、要するに基金積立額としては30億円で、活用額が10億円なので、現時点で基金残高としては20億円となっています。これに対応する旧1号から新5号までの基金残高がいくらかを載せていただきたい。

もう1つは単純な質問ですが、新1号と新2号はこの2年間使ってなかったですが、何か意図があったのですか。

財務部長

まず1点目ですが、ご指摘のとおり今年度末に約20億円残っています。その旧1号から新5号までの残高を示して欲しいというお考えについては、可能ですので何等かの形で議会事務局を通じて皆さんにお渡ししたいと思います。

後段についてですが、まず活用の考え方として旧から使っていきます。旧が無くなったら新になります。今から新2号等は使っていくことになる

と思います。ちなみに旧2号は現時点で残ゼロで新号に移っています。旧から新は残高を見れば分かると思いますので、資料を基にまた検証なり確認させていただきたいと思います。

西村議員  
財務部長

30年度は、新1、2号は数字が上がってくるのですか。

予算ベースで財政が用意した今後の使途見込みに事業があるのですが、これは該当番号が書いてないので分かりにくいですが、この中に入っています。

芦谷議員  
寄附推進室長

寄付者の地域の偏在やリピーター等の動向をお聞きします。

リピーター率は年によっても若干違うのですが、大体3、4割の方がリピーターだと分析しています。地域別についてはやはり首都圏近郊が半分以上を占めており、あとは関西方面、あとはその他の地域となっています。

芦谷議員

寄附は大変貴重なものです。寄附をされた後で浜田へのひいき筋やファンになるという例はありますか。

寄附推進室長

中には体験型の寄附もありますので、そういうものをご利用の方は浜田にお泊りいただくこともあります。また、浜田産の食材を使っている都会のお店で食事をしていただいて、そこから浜田に興味を持ってくださるよう取り組みをしていますので、今後の誘客につなげていきたいと思っています。

芦谷議員

寄附者へのフォローについてです。観光資料、開府400年をPRするとか、はまおくを送るといったことはあるのでしょうか。

寄附推進室長

メルマガ会員の方には、開府400年記念サイトが出来たらメールでご案内していく予定です。

芦谷議員

雲南市でもふるさと寄附の別枠を設けていますが、マスコミ受けする寄附の使い道、使う事業についての内部検討、あるいは市民からの意見聴取についてお伺いします。

財務部長

広く市民から意見を求めるということですが、寄附された方の意向を尊重するのは分かるのですが、寄附されていない市民の方から使い道を提示いただくというのは、少し趣旨が違うのかなという思いがあります。どう活かすかは市民の付託を受けた市長が、事業の必要性を判断した上で財源をどうするかを考えるのが筋だと思っています。

芦谷議員

分母が大きい浜田市ですから、次々と新しいことに挑戦していただけるような寄附にさせていただきたいという意味で申し上げました。広く意見を聞くというよりも、手詰まり感が無くもないので注目されるような事業にして欲しいということをお伺いしました。

財務部長

財政運営する側としては、ふるさと寄附は非常に貴重な財源です。議員さんが言われた点は、ふるさと寄附を何とか確保する点で有効であれば取り入れて、寄附推進室と積極的にやっていきたいと思っています。

三浦委員  
川神議長

チラシが配られています、これの説明はこの後にあるのでしょうか。

その他でさせていただきます。

三浦委員

寄附の集め方についてお尋ねしたいのですが。ガバメントクラウドファンディングというのは前の全協の時にも伺ったと思いますが、使途を明確にしてお金を集めるやり方です。今まではお金を集めてから使途を決めていくやり方で、使途検討委員会を設けて何にどのくらいつけるか検討される。今回防犯カメラ増設事業をピックアップされて、ガバメ

ントクラウドファンディングをされるとのことですが、何故これをピックアップされたのかと、今後このように事業を抜き出して用途を明確にして集めていく事業と、今までどおり集めてから用途を検討していく事業の差はどう考えておられるのか、お伺いします。

寄附推進室長

なぜこの事業を選んだかですが、関係事業者さんとの雑談の中で「防犯カメラがもっと増えたら良い」という話を伺っていました。議員の方々からも防犯カメラ増設のご質問等も出ていました。今までは物が最初にあるふるさと寄附でしたが、段々、物ではなく地域課題の解決に向けた寄附という方向へシフトしていかないといけないのかなというところで、クラウドファンディング型事業を何かやってみようという経緯があったことや、過去の悲しい事件により共感を得られるのではないかとということで、防犯カメラ設置プロジェクトを採択させていただきました。

初めてやった事業で、今後こういった形の事業を決めてそれに対してご寄附いただくものを徐々に増やしていくような形、全国的にもそういう方向があらうかと思しますので、何を選ぶかは随時事業内容を検討させていただき、皆さまにご納得いただけるようなこと、共感いただけるようなこと、未来を明るくするような内容が一番良いのかなと考えています。

三浦委員

どの案件でガバメントクラウドファンディングにトライするのは、ふるさと寄附用途検討委員会で協議されるのか、それとも各課がこれをやりたいと申請してきてやるのか。先ほどの芦谷議員のお話ともつながるのですが、まちを回られていて「防犯カメラの設置」という声が聞こえてきたと。その声は他にもたくさんあると思います。確かにカメラの設置は必要だと思いますが、これを選んだ理由、これを市が正式にふるさと寄附制度を使ってクラウドファンディングをやっていくのだという、案件の選定についてはきちんとしたプロセスやルールが決まっていないと、その場でその場でどういう基準で決めるのかが分からない。市民によって優先して欲しい事業は違うと思います。それをどう選んでいくか、もう少しルールがあればご説明いただきたいのですが。

財務部長

今回の防犯カメラのクラウドファンディングはトライアル的に始めたものですので、事前にルールを作ったわけではありません。まずやってみて、その反響等を見ながら、今後のルール付け等を検討したいと思えます。

牛尾議員

私はこれを見るのは2回目なのですが、よく見ると「浜田防犯の都対策」と書いてあります。平岡都さんのことだと思うけど、ここで名前を使うことをご両親に許可を得られたのでしょうか。

寄附推進室長

お名前を使わせていただくことについては、警察を通じてご家族にご了承を得ています。

牛尾議員

事件直後に都さんのご両親に、基金を作ったからこれで懸賞金を作りたいと申し入れた際に、本部長を通してご家族に意向打診したら、「二人目の都が出ないように、まちを安全に明るくして欲しい」という返信がありました。犯人が亡くなっていたことが分かったのは去年でしたか。そうするとこの事業、タイムラグがあるような気がして。少し遅いのはというのが正直な気持ちです。役所内だけで考えると民間の声を吸い上げにくい所もあるのではと思って。今度ニーズ調査も含めて、クラウ



ドファンディングについては、おやりになった方が良い気がします。今更これと呼び掛けて集まるのかというのが率直な思いです。

寄附推進室長　　なかなかタイムリーなタイミングでこれに取り組めなかったことについては十分反省しています。ただ、このクラウドファンディングという手法は最近だいぶ浸透してきたようですが、まだこれから試行錯誤していきながら内容についても検討させていただければと思っています。

川神議長　　他にありますか。

（ 「なし」という声あり ）

先ほど保留にした件に関して、執行部からご説明をお願いします。

総務課長　　総務課から回答させていただきます。条例上5号（5）、規程を作る時というのは何をしたいかがまずありきとなります。目的に合わせて規定を作り込んでいく流れになってきます。この度（5）については、（1）から（4）の4項目以外の目的を希望される方は使ってください、また、目的自体は自分では持っていないが、市長が良いと思われる内容に使っていただきたいという内容を受けています。市長が一番ふさわしいと思う内容に使っていただきたいというのが、規程上作り込みが難しいので、こういう規程の形にして、大きく2種類を（5）で受けられる形にさせていただいています。寄附される方に誤解や紛らわしさがないようにHP上でも（1）から（4）以外で目的を持った方は（5）のところで選択して下さい。また、個別の目的はないけれども市民の一番良いと思う使い方で寄附される方に紛れを生じさせないように規定を定めてきちんと運営しています。

川上議員　　ご説明は理解できますが、規程の中では2枚舌を使っているということで良いですか。確かにホームページの中では2つ言っています。しかし規程では1つです。出来たら規程を先に直した方が良い。そうしないと誤解を生むばかりです。昨年に直されるかと思っていましたが、まだ直されていません。誤解を生まないように極力早く直していただくようお願いします。

近重副市長  
川神議長　　なかなか難しい部分があるのですが、少し検討させてもらいます。この件に関しては検討いただくということで、処理をされてまたご報告いただきたいと思います。

西川議員　　それ以外いかがですか。

西川議員　　全国の皆さんから貴重な財源をいただいています。浜田市民から他市へ寄附が行って、市の税制の影響はどうでしょうか。寄附額に対してどのくらいですか。

財務部長　　浜田市民が全体でどのくらい寄附したかは掴んでいます。今は資料を持ってきていませんが、圧倒的にもらう方が多いです。今、貰う方が10億円ですが、浜田から外部への寄附額は1千万円も達していたかどうか。

西川議員　　1件あたりの寄附額が、近年はだいたい2万円くらい。平成23年度は1件あたり23万円くらいで突出しているのですが、この年に何かありましたか。

寄附推進室長　　詳細は認識していませんが、多分高額だったということだとは思いません。

西川議員　　いえ、単価を上げる法則が何かここに隠れているのかと思ったただけなので。

もう1点、返礼品を承る業者さんについて、前に聞いたのは、のどぐろが沢山でて地元に出すものがないということでしたが、最近はどんな感じでのこの事業に取り組んでおられるのでしょうか。

寄附推進室長 地元業者さんについては年度当初にお品の募集をして提案書を出していただき、それを市で受理して検討させていただき、料金に合うものを挙げさせていただく形を取っています。

西川議員 地元業者さんはこの制度ですごく潤って喜んでおられるのでしょうか。

寄附推進室長 全てが全てではないですが、かなり潤っておられる所もあります。受けの良い商品提案等、個別のご努力等々をされている所は寄附が増えていきます。

西川議員 観光と連携した取り組みや成果があれば教えてください。

寄附推進室長 浜田市の品にはあまり旅行は無いですが、いくつかは提供させていただいています。しかし期間限定だったりするので今は多分挙がっていません。夏場には挙げていました。

川神議長 他にありますか。

( 「なし」という声あり )

無いようでしたら、先ほどのガバメントクラウドファンディングのお話にも補足があればお願いします。

寄附推進室長 議員皆さまに正式なご説明をしてなかったのがチラシを配らせていただいています。また併せて言わせていただくと、是非皆さまの市内・市外のお知り合いに寄附のご協力をいただけたらと思います。

( 以下、資料をもとに説明 )

川神議長 ただいまの報告に関して質問がありますか。

三浦委員 勉強不足で申し訳ありませんが、これは「オール・オア・ナッシング」ですか。達成すれば入ってくる、達成しなかった場合も集まった分だけ入ってくる、どちらでしょうか。

寄附推進室長 目標額に達成しなくても、そこまでに集まった金額で経費を抜いた所で地域安全推進委員会にお出しする計画です。

川神議長 その他ありますか。

( 「なし」という声あり )

#### 4. その他

川神議長 その他、委員からこの場で発言しておきたいことがありますか。

( 「なし」という声あり )

今日はお忙しい所お集まりいただき、ありがとうございます。多くの議員からお話が出ていたように、議会は確かに執行権がありません。しかし市民から様々な意見がダイレクトに届きます。そのお話を執行部に吸い上げて反映していただくことは、とても極めて重要だと思っています。今回もこのようなふるさと寄附に対して多くの市民が関心を持っていますので、我々の意見も少し執行部に聞いていただこうということで、全員協議会を開催させていただきました。執行権がないとはいえ、市民代表の議会ですので、是非車の両輪のごとく真摯に我々の意見も吸い上げていただき、活かしていただくようお願いして、全員協議会を終了します。

〔 11時 22分 閉議 〕

浜田市議会全員協議会規程第6条の規定により、ここに全員協議会記録を作成する。

浜田市議会議長 川 神 裕 司